3　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中

「九　消費者庁

組織	官職	区分
内部部局	審議官 課長	一種
	室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

」

とあるのは、

「九　消費者庁

組織	官職	区分
内部部局	審議官 課長	一種
	室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

九の二　復興庁

組織	官職	区分
復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官	一種
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種
復興局	局長	一種
	次長	二種
	参事官	四種

」

とする。

4　復興庁が廃止されるまでの間における規則一六―〇（職員の災害補償）別表第二の規定の適用については、同表中「置かれる機関」とあるのは「置かれる機関（第五号の二に掲げる機関を除く。）」と、「五　金融庁」とあるのは「五　金融庁
五の二　復興庁」とする。

（平成二十四年三月三十一日までの間における人事院規則の適用の特例）

第二条　平成二十四年三月三十一日までの間における規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）第二項の規定の適用については、同項中「国家公務員制度改革基本法」とあるのは「復興庁の事務次官に充てられた内閣審議官の俸給月額は、別表のイの項に定める号俸の額とし、国家公務員制度改革基本法」と、「別表」とあるのは「同表」とする。

2　平成二十四年三月三十一日までの間における規則一一―八（職員の定年）別表の規定の適用については、同表中「又は郵政改革推進室長」とあるのは、「、郵政改革推進室長又は復興庁の事務次官」とする。

（人事院規則一二―〇の一部改正）

第三条　人事院規則一二―〇（倫理法の適用を受けない非常勤職員）の一部を次のように改正する。

第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○復興庁告示第一号

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の規定に基づき、復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件を次のとおり定める。

平成二十四年二月十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

（必要な予算を一括して要求し、確保する事業）

第一条　復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（以下「令」という。）第一条第三十号の内閣総理大臣が定める事業は、別表第一に掲げる経費の支弁に係る事業であって同条第一号から第二十九号までに掲げる事業に係る事業以外のもの及び同表に掲げる経費の支弁に係る事業に類する事業として復興大臣が定める事業とする。

（実施に関する計画を定める事業）

第二条　令第二条第一号の内閣総理大臣が定める事業は、令第一条第四号に掲げる事業にあっては、消防防災施設災害復旧費補助金に係る事業に係る事業と、同条第七号に掲げる事業にあっては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第三条第一項第一号及び第二号に掲げる事業に係る事業とする。

第三条　令第二条第二号の内閣総理大臣が定める事業は、別表第二に掲げる経費の支弁に係る事業であって同条第一号に掲げる事業に係る事業以外のものとする。

附　則

第一条及び第三条の規定に関わらず、平成二十三年度の一般会計補正予算（第一号から第三号まで）に係る経費の支弁に係る事業については、令第一条第三十号及び第二条第二号の内閣総理大臣が定める事業は、次の表に掲げる経費の支弁に係る事業（全国的に実施する防災に関する施策に係る事業であるものを除く。）であって令第一条第一号から第二十九号までに掲げる事業に係る事業以外のものとする。

一般会計　歳出予算

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	東日本大震災復旧・復興推進費
総務省	消防庁	消防防災体制等整備費のうち 消防防災施設災害復旧費補助金